船員の最低賃金

令和7年5月24日現在

業種	適用する船舶	金額(月額)		発効年月日	適用する地域
内航鋼船及び木船運航業（サルベージ業を除く）	鋼船 次に掲げるものを除く ・平水区域の鋼船 ・沿海区域の100G/T未満の船舶 ・はしけ	職員	267,950 円	令和7年3月12日	全国
		若年職員	251,500 円		
		部員	209,350 円		
		海上職歴3年未満の部員	200,050 円		
	① 平水区域の鋼船 ② 沿海区域の100G/T未満の鋼船 ③ 鋼製はしけ ④ 木船	職員	268,700 円	令和7年5月24日	九州運輸局管内 ［九州及び山口県の一部］
		若年職員	252,250 円		
		はしけ長	268,700 円		
		部員	210,100 円		
		海上職歴3年未満の部員	200,800 円		
海上旅客運送業	① 近海以上の船舶 ② 沿海区域の100G/T以上の船舶	職員	264,750 円	令和7年3月12日	全国
		事務部職員	209,750 円		
		部員	201,900 円		
	① 平水区域及び限定沿海区域の船舶 ② 沿海区域の100G/T未満の船舶	職員	263,400 円	令和7年5月24日	九州運輸局管内 ［九州及び山口県の一部］
		部員	197,000 円		
漁業	かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶	1人歩船員	213,300 円	令和7年3月12日	全国
	大型いか釣り漁業の用に供する船舶（200G/T以上）	1人歩船員	203,300 円	平成26年12月20日	
	底びき網漁業の用に供する船舶	1人歩船員	200,200 円	令和7年5月24日	九州運輸局管内 ［九州及び山口県の一部］
	大中型まき網漁業の用に供する船舶	1人歩船員	213,300 円	令和7年5月24日	

○「若年職員」「海上経歴3年未満の部員」については、裏面をご確認ください。

○ 割増手当、欠員手当、ボーナス等は、最低賃金に算入されません。（裏面参照）

○ 漁業の歩合とは、賃金の一部が漁獲金額に応じて支払われる仕組みのことです。

船員には、上記のとおり最低賃金が適用されます。
船舶所有者は、この最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

船員の最低賃金についてのお問い合わせは、九州運輸局海事振興部船員労政課
（TEL 092-472-3159）又は、最寄りの運輸支局、海事事務所へ。

九州運輸局

最低賃金に算入すべきものと考えられる賃金項目と算入すべきでないと考えられる賃金項目の例

最賃に算入すべきものと考えられる賃金項目【毎月定期払いされるもの】	最低賃金に算入しない賃金の例示	最賃に算入すべきものではないと考えられる賃金項目【不定期に支払われるもの】
職別本給 歩合給（最低保障給付き） 乗船手当 精勤手当 衛生管理者手当 機関部手当 生産奨励金 職務手当 航海手当（航海日当） 家族手当	通常の労働日以外の日の労働、通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる休日給、時間外手当　など	時間外手当（残業手当） 休日出勤手当 夜間割増賃金
	通常の労働日以外の臨時的に行う労働に対し支払われる作業手当、欠員手当　など	作業手当　潜水手当 準備手当　整備作業手当 執職手当　欠員手当 陸上作業手当 冷凍機当直手当 荷役手当
	予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など	災害一時金 （又は災害給付金） 結婚手当 退職金
	1カ月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金	賞与（ボーナス） 臨時手当
	通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの	通勤手当　外勤手当 旅費　交通費

内航綱船運航業及び木船運航業最低賃金「若年職員」区分

下表左欄の船舶職員養成施設の課程を修了した職員であって、当該課程修了後の勤務期間がそれぞれ下表右欄の期間に満たない者に適用する。

船舶職員養成施設（※注） の課程	勤務期間
海員学校　本科	4年6月未満
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程 本科	
水産系高等学校 （船舶職員養成施設として指定又は登録を受けている課程に限る）	
海員学校　乗船実習科	4年 未満
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程 乗船実習科	
海上保安学校(本科)	3年6月未満
海員学校インターンシップ課程（本科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程 インターンシップ課程（本科）	
海員学校　専修科	2年6月未満
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程 専修科	
水産系高等学校　専攻科 （船舶職員養成施設として指定又は登録を受けている課程に限る）	
海技大学校　海技士科 （三級海技士（航海科、機関科）第四）	
海技大学校　海上技術科（航海科、機関科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程 海上技術コース（航海、機関）	
商船高等専門学校 （船舶職員養成施設として指定又は登録を受けている課程に限る）	2年 未満
海員学校インターンシップ課程（専修科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程 インターンシップ課程（専修科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程 海上技術コース（航海専修、機関専修）	6月 未満

内航綱船運航業及び木船運航業最低賃金「海上経歴3年未満の部員」

下表左欄の船舶職員養成施設等を卒業した者は、下表右欄の海上経歴を有するものとみなす。

船舶職員養成施設等の卒業課程	みなし海上経歴
海員学校の専科、専修科、司ちゅう・事務科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科の卒業者	3年
その他の海員学校の卒業者又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科の卒業者	修業年限
水産系高等学校（船舶職員養成施設として指定又は登録を受けている課程）の卒業者	2年
その他の高等学校卒業者	1年

※注 1. 海員学校には、独立行政法人国立海上技術学校を含む。

2. 海員学校専修科には、独立行政法人国立海上技術短期大学校を含む。

3. 海技大学校には、独立行政法人海技大学校を含む。

4. 商船高等専門学校には、独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。